

御殿場市公設浄化槽整備事業 募集要項に関する意見・質問書に対する回答

No.	質問の箇所			質問の内容	回答
	ページ	事項	項目		
1	6	4.3.2		「募集要項等の記載内容を承認」とあるが、構成企業・協力企業は参加申込書の提出後に追加できるのか。	原則として構成員の変更は認めておりません。(募集要項P.4 4.1.2 ②) また、参加申込書の提出から優先交渉権者の選定までの間に構成員・協力企業に変更が生じた場合、参加資格確認の際に提出していただく「グループ協定書の写し」及び「協力協定書の写し」に修正が生じますが、原則として提出書類の修正、差し替え及び再提出は認めていないため、応募者の変更は出来ません。(募集要項P.6 4.3.6 (4)) ただし、事業契約後の協力企業の追加は、協力協定書の写しの再提出等により可能となります。

御殿場市公設浄化槽整備事業 業務要求水準書に関する意見・質問書に対する回答

No.	質問の箇所			質問の内容	回答
	ページ	事項	項目		
1	1	1.2		「事業者と対等な立場で事業の円滑な推進に向けて相互に協力、協調するものとする。」とあるので、平常時から市との十分な連携を図る体制を構築する場を作ってほしい。	「提案書作成要領」及び「優先交渉権者選定基準」にて後日提示しますが、当事業の円滑な推進には、市の体制と事業者の体制が必要不可欠です。そのため、月報報告提出や定期的な事業モニタリング、市・地元団体との会合への臨席等により、情報共有を行う予定です。
2	4	2.5		定量的な数値目標の設定とはP9 表1・P15 表2を指すものか。	お見込みのとおりです。詳細は、「提案書作成要領」及び「優先交渉権者選定基準」にて後日提示します。
3	4	2.5		定量的な数値目標の設定による、達成度合い・未達成度合いは数値を定めているのか。またインセンティブ・ペナルティの数値も定めているのか。	達成度合い・未達成度合いによるインセンティブ・ペナルティの数値は応募者の提案により定めます。応募者から提案がない場合や提案内容によって、インセンティブ・ペナルティは設定しないことも想定されます。
4	6	3.1		P15 表2・P9 表1を基準に事業計画を作成するのか。	お見込みのとおりです。詳細は、「提案書作成要領」及び「優先交渉権者選定基準」にて後日提示します。

No.	質問の箇所			質問の内容	回答
	ページ	事項	項目		
5	6	3.1.1		10年間の事業収支計画を作成する場合、消費税は計画において変更になる予定だが、どのように対応すべきか。	応募者に提案していただく計画・価格は税抜価格により作成していただきます。詳細は、「提案書作成要領」及び「優先交渉権者選定基準」にて後日提示します。
6	6	3.1.1		事業収支計画において支払い対価の中で、労務費・材料費など変動することが想定されるが、提案価格は10年間固定のものとなるのか。	全てのリスクを想定することは困難なことから提案書作成時は、優先交渉権者の選定を公平に評価する観点により、固定のものとして想定していただきます。 PFI事業者と締結する事業契約において、物価水準の変動等の社会経済情勢の変化による契約額の見直しについて明文化する予定です。
7	9	4.2.2		「みなし浄化槽から浄化槽への転換率10%以上の目標とする。」は達成しなかった場合はペナルティを設けるのか。	当目標は努力目標となり、市のインセンティブ・ペナルティ設定は予定しておりません。
8	10	4.2.7		みなし浄化槽・汲み取り便槽の撤去費用の補助に関して、みなし浄化槽は種類により(全ばっ気・分離ばっ気・分離接触ばっ気・腐敗式・その他)大きさが異なるが撤去費用の補助はどのように検討しているか。	現段階では、みなし浄化槽の種類による撤去費の区別は予定しておりません。詳細は、「提案書作成要領」及び「優先交渉権者選定基準」にて後日提示します。